

医政地発 0702 第 1 号
国 水 環 第 2 9 号
国 水 砂 第 2 7 号
令 和 2 年 7 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療施設における洪水・土砂災害時の避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進について（依頼）

平成 29 年に水防法等の一部が改正され、水防法第 15 条の 3 第 1 項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項に基づき、市町村の地域防災計画に位置づけられた医療施設等の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。このため、平成 29 年 8 月 29 日付「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療施設における避難確保計画の作成等について（依頼）」（医政地発 0829 第 1 号、国水環防第 14 号、国水砂第 21 号）において、避難確保計画の作成等について、配慮をお願いしたところですが、実際に水防法等改正以降も平成 30 年 7 月豪雨及び令和元年東日本台風など、毎年水害・土砂災害により甚大な人的被害が生じており、自らの命を守るための避難に対する理解及び備えがより一層重要になっております。

そのため、各都道府県衛生主管部局におかれましては、関係部局等と情報共有を行うなど緊密に連携し、市町村地域防災計画にその名称及び所在を定められた医療施設が避難確保計画を作成するよう、かつ、貴管内市町村が対象医療施設の避難確保計画の作成状況の確認等を適切かつ確実に実施できるよう配慮方お願いいたします。また、対象医療施設の避難確保計画の作成状況については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立ち入り検査の機会を利用して管理者等に対して聴取するなど、把握に努めていただくよう、改めてお願いいたします。

また、避難確保計画の作成にあたって参考になる作成の手引きを国土交通省 HP（※）

で公表しておりますので、お知らせいたします。

なお、都道府県が医療計画の策定において参考にしていただくための技術的助言として、「疾病・事業及び在宅医療にかかる医療体制構築に係る指針」において、災害医療提供体制の構築にあたり、全ての病院は、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定が望ましいこととされています。また、BCP の策定にあたっては避難確保計画の作成及び訓練の実施も含まれるものと認識しております。

各都道府県水防担当部局及び砂防主管部局におかれては、この旨御承知いただき、医療施設についても避難確保計画の点検等を適切かつ確実にを行うよう措置をお願いします。

最後に、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項等の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※参考資料

○ 避難確保計画作成の手引き（解説編、様式編（医療施設））

対象災害：洪水、内水、高潮、土砂災害、津波

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【問い合わせ先】

○厚生労働省

医政局地域医療計画課 救急周産期医療等対策室
災害時医師等派遣調整専門官 西田（内線 4130）
災害医療係長 乙部（内線 2548）
T E L：03-5253-1111（代表） F A X：03-3503-8562

○国土交通省

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 三村（内線 35439）
津波水防係長 太田（内線 35457）
T E L：03-5253-8111（代表） F A X：03-5253-1603

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室
企画専門官 大山（内線 36152）
地震対策係長 土門（内線 36154）
T E L：03-5253-8111（代表） F A X：03-5253-1610